

## 地域保健法に基づく保健所の業務について

## 保健所が実施する事業

地域保健法第六条（事業） 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

## 保健所の判断で実施が可能な事業

## ○地域保健法第七条

保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るために必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾患の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

## 市町村の求めに応じ実施が可能

## ○地域保健法第八条（都道府県の設置する保健所の業務）

都道府県の設置する保健所は、前二条に定めるもののほか、所管区域の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる。